

〔解 説〕

1) 不適切である

特定退職金共済団体を実施するためには、税務署長の承認を受けなければなりません。なお、退職金共済事業について一定の要件を備えているものとして、税務署長の承認を受けた商工会議所や市町村などを「特定退職金共済団体」といいます。

2) 適切である。

この他、一の特定退職金共済の被共済者となっている者は、他の特定退職金共済の被共済者となることはできません。

3) 不適切である。

事業主のみが掛金を負担することが特定退職金共済の要件の 1 つとなっているため、従業員が掛金を拠出することはできません。

4) 不適切である。

掛金の月額は、被共済者 1 人につき 3 万円以下であることが特定退職金共済の要件の 1 つとなっています。なお、特定退職金共済の要件の中に掛金の拠出単位に関するものはありませんが、多くの場合は 1 口 1,000 円の口数制で、最高 30 口までとなっています。

特定退職金共済とは、所得税法施行令第 73 条に定められた要件を満たす範囲内で実施される退職金共済事業をいいます。制度の詳細は実施される特定退職金共済によって異なる可能性があるという点を理解しておく必要があります。試験対策としては、どの特定退職金共済にも当てはまる共通の要件を中心に理解した上で、商工会議所が実施する特定退職金共済の内容を確認しておくことが望ましいでしょう。